

令和 3年 1月14日

西宮市政記者クラブ各位

西宮市新型コロナウイルス感染症対策本部長

緊急事態宣言下における本市の対応について

兵庫県が、令和3年1月13日（水）から緊急事態措置実施区域に指定されたことに伴い、兵庫県から「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」が改めて示されました。これに基づき、本市においても、令和3年1月14日（木）から緊急事態宣言の終了が予定されている2月7日（日）までの間、次のとおり対応します。市民の皆様のご理解ご協力をよろしくお願ひします。

1 不要不急の外出自粛のお願い

市民の皆様におかれましては、不要不急の外出を自粛していただきますようお願いいたします。特に 20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を強くお願ひします。

2 学校・保育所等の取り扱い及び感染防止策の徹底について

市立学校園については、感染リスクの高い行動を避け、感染防止策を徹底した上で教育活動を実施します。

保育所、留守家庭児童育成センター等については、引き続き感染防止策を徹底した上で開所します。

3 公共施設の使用制限について

不要不急の外出は控えることを前提に、本市が管理する市民利用施設（体育館等のスポーツ施設、図書館、公民館、市民館、文化施設、老人憩の家等）については、原則として、利用時間を最大20時までとします。ただし、既予約分の取り扱いや具体的な利用時間については各施設で異なりますので、市ホームページ等によりご確認ください。

4 市主催のイベント等の中止・延期について

本市が主催するイベント等については、国、県の方針、及び関係機関等が定めるガイドライン等も踏まえながら実施の可否を判断します。なお、高齢者や基礎疾患のある方などの参加が相当数見込まれるものについては、実施手法の変更や延期・中止も含め、適切に対応します。また、指定管理者が実施するイベント等も同様とします。

イベントに関する情報については、市ホームページ等を通じ、市民の皆様にご随時情報提供を行います。

お問合せ先

西宮市総務局危機管理室災害対策課

担 当：尼子、堀川

電 話：0798-35-3626

FAX：0798-36-1990